

文化審議会 第2期文化施設部会
博物館ワーキンググループ（第4回）

開催日：令和7年8月8日（金）10:00 ～ 12:00

場 所：文化庁 2階 文化庁第2会議室

議 題：1. 博物館の望ましい基準について

2. その他

委 員：松田委員（座長）、半田委員（座長代理）、
大原委員、佐々木委員、佐藤委員（オンライン）、杉山委員、
松本委員（オンライン）、山崎委員、横山委員（オンライン）

文化庁：荒川補佐、中尾博物館支援調査官、渡邊係員

【事務局（荒川）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和7年度文化審議会第2期文化施設部会博物館ワーキンググループの第4回を開催いたします。進行を担当します、文化庁企画調整課の荒川です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の部会は松田委員、半田委員、大原委員、佐々木委員、杉山委員、山崎委員が現地で御参加をされておられます。また、松本委員、佐藤委員、横山委員がオンラインで御参加されております。本日は田中委員、御手洗委員が御欠席でございます。

では、資料の御確認をお願いいたします。本日机上に議事次第、続いて資料1、2、3をお配りしております。資料2につきましては、前回委員から御要望いただきまして、望ましい基準の検討に当たっての参考資料となっております。また、法令関係の資料をファイルとじて御用意しております。もし不備がございましたら、挙手にて事務局までお知らせください。

本日はオンライン参加の委員がおられますけれども、注意事項はメールで御案内しておりますので、割愛させていただきます。

それでは、ここからの進行を松田座長にお願いできればと存じます。松田座長、よろしくお願いいたします。

【松田座長】 皆様、おはようございます。今日も、またよろしくお願いいたします。

それでは、議事に移ります。

本日は、事務局より、議題1の博物館の望ましい基準についてと、議題2、その他について説明があるとお伺いしております。

まず、議題1、博物館の望ましい基準について、事務局より説明を受けた後、いつものとおりですけれども、皆様方より御意見をいただければと思います。では、御説明を事務局よりお願いいたします。

【事務局（荒川）】 ありがとうございます。それでは、資料1に基づいて御説明させていただきます。

今回、基本的には前回お配りしておりました資料をもう一度抜粋しております。今回は、第1章、第2章、第3章と3つに分かれておりまして、第1章が前回の御指摘事項を踏まえた修正、第2章、第3章は前回お配りしていたものを一部加筆して改めてお示ししているところです。

では、早速ですけれども、各章ごとに資料1の該当部分を御説明して、その後、委員の皆様から御意見をいただいた上で次のテーマに移る形で進めさせていただければと思います。が、よろしいでしょうか。

【松田座長】 はい、そのままでお願いいたします。

【事務局（荒川）】 ありがとうございます。

では、資料1、「前回のワーキンググループでの御指摘事項について」を御覧いただければと存じます。資料、スライドの3ページ目以降となっております。

今回、前回同様に変更のあった部分について黄色着色、青字にて示しておりまして、この部分に限って手短に御説明できればと考えております。

それでは、まずは11ページから御覧いただければと存じます。

改正案の第6条の第2項になりますけれども、前回、一般的な資料の充実の方法として購入があるのではないかという御指摘をいただき、確かに多くの館で資料購入の予算も設けられているということから、今回、「寄贈、寄託、借用、購入等による資料の充実」という記載をさせていただきました。また、寄託について、いろいろな実態がある中でここに掲げるのが望ましいのかという御指摘をいただいたんですけれども、改めて文化庁として、寄託を促進する制度を複数設けているということ、また、寄託がその後の寄贈につながる可能性があるということ、そして、望ましくない寄託が行われないように、基本的にはこの資料の収集及び管理の方針の中で、方針をきちんと定めて対応することが望ましいと考えられることから、一旦寄託については、これまで同様に残しているところです。

続きまして、15ページを御覧いただければと存じます。

改正案の第七条の第1項となります。こちら、15ページと16ページにわたる内容となりますけれども、第1項第2号の展示の効果を上げるためという表現を、第3号のところに移しております。「展示の効果を上げるため、図書、音声、映像、情報通信技術等を活用し、体験的な展示や双方向性のある展示を行うこと」という記載にさせていただきました。こちら、「五感を使った」につきましては、御指摘を踏まえて落としているところです。

また、同じく第七条第1項の第6号について、「調査研究の成果を示すとともに」、こちらでも御指摘を踏まえて削除させていただいております。

この第6号の後半部分になりますけれども、こちら、「合同展や巡回展等の展示を企画すること」という表現に改めさせていただきました。巡回展について口語的な表現という御指摘がございましたが、この号自体の主眼が他館との連携による企画であるというところから、巡回展については、あくまで例として、合同展を加える形で記載してはどうかと考えているところです。

続きまして、18ページ、改正案の第十四条、職員の項になりますけれども、こちら、第2項におきまして、これまで適切に事業を実施するために必要な数の学芸員という記載になっておりましたが、ここの配置する学芸員の人数をもう少し読み込めるような表現を検討できないかということで、今回、「適切に事業を実施するために必要な」ですと、事業が回っていれば問題ないと、これだけの人数で回してくれと言われてしまう可能性もあるかと思ひまして、「その活動の充実及び発展を図るために必要な数の学芸員」ということで、より多くの体制を踏まえていただけるような表現を検討いたしました。

続きまして、次のページになります。19枚目のスライドになります。

こちら、第十四条の第5項の部分、こちら、非常に本質的な議論をいただいたところなんですけれども、「その職員として」を落としまして、「渉外、広報、デジタル化、資金調達等の専門性を有する多様な人材を実情に応じて確保するよう努めるものとする」という表現にさせていただきました。こちらは、会議後に各館のレベルで学芸員も含めて資金調達に取り組む必要があるという御指摘をいただいたことを踏まえて、一旦「資金調達」という表現を残しております。

一方で、ちょっと遡る形になって恐縮なんですけれども、4ページ目のスライドを御覧いただければと存じます。

第二条の博物館の設置等という項があるんですけれども、そちらに新しい項を加えてお

ります。第2項、こちら、新設で、「博物館の設置者は、その設置する博物館が本告示第三条から第十七条に掲げる事項を実施するに当たり、必要な支援や協力を行うよう努めるものとする」と、これまでの改正案第十四条の第5項をそのまま読み取った際に、博物館が資金調達のための人材を確保する、それは博物館の役割であって設置者の役割ではないと読まれてしまう懸念をお寄せいただきましたので、そちらを含める形で、この望ましい基準全体の事項を実施するに当たって、設置者にも責務があるということを第二条の中で追加できないかと考えております。ちょっと表現がこなれていない部分もあるかと存じますが、趣旨としては、このようなアイデアを出させていただきました。

続きまして、スライドの20ページ目となります。

改正案の第十五条、人材の養成及び研修の部分ですけれども、前回のワーキング後にいただいた御意見の中で、調査研究活動の重要性があまり認知されておらず、リソースを割いて実施することが難しいという御指摘をいただきました。調査研究については、17ページの第八条で調査研究の充実については既に記載をしているところで、調査研究の意義について、これ以上上乘せで規定することは望ましくないかなと思ひまして、第十五条の20ページの職員の条で受ける案をお示ししております。第2項に、これまで博物館は、その職員を研修及び交流等に参加させるよう努めるものとするとなつたんですが、そこに研修交流と並んで「学会や現地調査その他の調査研究活動等に参加させるよう努めるものとする」という案をお示ししております。

続きまして、21ページ目のスライドになります。

こちら、21ページ、22ページにまたがる内容となるんですけれども、改正案の第九条、学習機会の提供及び創造的活動への支援を、全体的に文言の整理を行わせていただきました。

基本的には、柱書きと言われる第九条の1項の部分に目的を掲げて、その中で触れている部分は、その後の各号で削除させていただいております。ですので、第九条第1項は、「博物館は、利用者、地域住民等の学習活動及び創造的活動に資するため、次に掲げる業務を実施するよう努めるものとする」としているところです。また、第1号につきまして、「実施する事業の内容または博物館資料“等”に関する案内書、パンフレット等を閲覧に供し頒布する」という表現に修正しております。施設の建築や提案などについても、案内書やパンフレットを作成されることがあるのではないかとということで、「等」の中で様々なそういった各館の資産といいますか、歴史や経緯、優れた部分、その他を読み込めるようにし

て受けてはどうかと考えております。

第3号と第4号を前回から順番を入れ替えております。第2号と第3号が、ある意味で対比となるような形で、第2号については学習の機会を広く提供する、第3号については活動の機会を広く提供するという形で整理を行っております。また、第2号にございましたデジタルアーカイブの公開を削除いたしまして、第4号、これまで創造的活動等の環境の整備としていた号ですけれども、デジタルに特化したものとして改めて集約をさせていただきました。第4号、「デジタルアーカイブの公開や二次利用の許諾を含むオープンデータ化等により学習活動及び創造的活動等の環境の整備すること」とさせていただいております。ここで、前は創造的活動のみに言及していたんですけれども、学習活動においても、現在、学校教育の中でGIGAスクール構想でタブレットによる教育も行われ、デジタルアーカイブやオープンデータに触れることで学習の機会が広がるということがございますので、こちらの号が両面を見る形に修正したいと考えております。

続きまして、24ページ目、改正案の第十一条になります。

前回、ショップやカフェが施設であってサービスの名称に修正したほうがよいのではないかという御指摘をいただいて、物販や飲食という形に修正しております。また、利用者の満足度の向上は全体に係るものなので、こちらは削除させていただいております。削除となりましたショップやカフェについては、この後、43ページで施設及び設備のところに盛り込む形で拾いたいと考えております。

前回いただいた御指摘について、おおむね以上で反映をさせていただいたのですが、1点、公平性についての御指摘については、反映を見送っております。公平性について、他の法令も調べてはみたんですけれども、公平性を抽象的な概念として定めているケースというのはちょっと見つけることができず、誰と誰の間の公平性であるのか、また、その公平とはどのような取扱いを指すのかがある程度想定される形で法的に規定されておりました。そうした観点から申し上げますと、前回、二重価格の例も出ておりましたけれども、誰と誰の間でどのように取り扱うことが公平なのかというのが、恐らく館によって、また、理念によっても様々考えられるところかと思えます。今の望ましい基準の中では、公平性に関する内容として、多様な利用者への配慮ですとか利用者に合わせたサービスの提供という形で、一般公衆としてイメージされるものと同じサービスでは十分に博物館の活動、利用がかなわない方々への配慮というのは規定しておりますので、そういった形で公平性が担保されている部分もあるのではないかとということで、一旦、こちらについては見合わせ

ていただいているところです。

第1章につきまして、事務局からの御説明は以上です。

【松田座長】 御説明ありがとうございます。それでは、ただいま御説明のありました第1章について、委員の皆様から御質問や御意見がありましたら簡潔にお願い申し上げます。半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】 1つは、このワーキングを傍聴していただいている方からいただいた御意見で、なるほどと思ったところなんですが、第三条、新設された関係で、基本的運営方針の初出が第四条になっているんですね。新設した第三条の冒頭に、基本的運営方針という言葉が出てきていますので、初出は全体整理すると第三条になるのではないかという御指摘はごもっともだと思いましたので、お伝えさせていただきます。

というのが1点と、あと15ページの調査研究のところなんですけど、「博物館資料の価値やその収集、保管、調査研究の意義について利用者の理解を深めるよう」という文言が、ちょっと文脈的に、調査研究の意義を利用者に理解してもらうのか、調査研究した結果を利用者に理解してもらうのかということというのは、調査研究は大事だよねということを利用者に分かってもらうというよりは、調査研究によって、その情報がきちっと利用者に伝わりやすい情報として伝わっていくということが主眼であるならば、書き方を工夫したほうがいいのではないかなと思ったところが1点と、それから、私のほうから申し上げさせていただきたいのは、22ページ、九条の第4項で新設していただいたところ、全体としては、細かいところなんですけど、「こと」と「こと」がダブっています。

【事務局（荒川）】 失礼いたしました。ありがとうございます。

【半田座長代理】 つまらないところで申し訳ない。

もう一つは、設置者のところで新設をしていただいたところなんですけど、努めることという表現になっています。でも、荒川さんの御説明にもあったけど、ここはむしろ設置者としての責務というニュアンスを優先するのであれば、努めることではなくて、行うことというふうに証言したほうが、意図は伝わるのではないかなと思いました。

以上です。

【松田座長】 半田委員、多岐にわたるコメントありがとうございます。最後の点は、4ページの新設の、さらに今回のワーキングで出てきた第2項ということでしょうか。

【半田座長代理】 行うものとする。

【松田座長】 であれば、ここは第1項とかも「努めるものとする」になっております。

こちら辺をどう考えるかということですね。

あと、それに関連して、この第1項と第2項を今回加えることにした経緯は、例の資金調達、19ページ一番下の点との関連だと理解いたしました。博物館側に資金調達の人材も実情に応じて確保すると言っておいて、その責任を博物館側だけに押しつけないように、設置者の責務も明らかにするということですが、第1項と第2項が若干重なっているようにも感じられるが、ここをどうするかというのも感じたところです。ですので、「努めるものとする」を「行う」にするという話とまた別に、第1項、第2項の関係性が気になります。設置者の責務を書き込むということには、恐らくこのワーキングの多くの委員が賛同できる点ではないかと思いました。この条には第1項から第4項まであるんですが、「努めるものとする」でよいのかという点は、ほかの委員の御意見も聞いてみたいところです。

【半田座長代理】 確かにダブっているな。

【松田座長】 第1項は一般的な責務を記し、第2項は個別の事項についてもしっかり支援なり協力をしてねという責務だから異なる、ということなのかもしれませんが。では、調査官、お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。事務局、中尾です。

今御指摘いただいた点、当方としても認識はしておりまして、この1項と2項に関しての関係性の部分ですけども、1項に関しては、基本的には設置者の責任として、告示にとどまらない部分、博物館の充実に関しての部分を書いていると。2項に関しては、本告示第三条から第十七条と書いているように、基本的に本告示の内容に関しての支援協力を求めているところです。例えば五条とかであれば、運営の状況に関する点検及び評価等とか、1項に書いていない項目が入っていますよね。六条の資料の収集とかもそうなんですけれども、基本的には、こういった、告示の中で定めている「望ましい基準」に関しての支援協力を全般的にしてくださいねということなんですけど、各条項に設置者の責任を入れていくというのはなかなか難しい中で、まとめる形で今回ここに新設したというのが経緯でございます。

【松田座長】 趣旨は明確になりました。事務局、お願いいたします。その後、横山委員、お願いいたします。

【事務局（荒川）】 失礼いたします。先にいただいた御指摘は基本的に反映させていただきたいと思うんですけど、すみません、2点、15ページの調査研究の意義のところなんですけれども、事務局で考えていた際には、むしろ収集、保管、調査研究といった博物館の

社会的機能についての理解を得るというような趣旨で考えておりまして、その意味では調査研究の結果ですとか内容について理解をいただくというよりは、なぜ博物館が調査研究を行うのかですとか、博物館の機能の中に調査研究、収集、保管、展示とそれが一体となって含まれているということを御理解いただくということを想定して、現在の表現としていたところ です。

もう1点の、4ページ目の「努めるものとする」を「行うこととする」という表現に修正できるかどうかという部分につきましては、望ましい基準は拘束力を持たない告示という性格がございまして、その性格をある意味で明示する趣旨で、この告示全体で何々するよう努めるものとする、または何々するよう留意するものとするという表現を原則としていたところ です。その中で、ここの部分を行うこととするという表現が許容できるかどうか、持ち帰って検討させていただければと存じます。

【松田座長】 ありがとうございます。それでは、横山委員、お願いいたします。

【横山委員】 すみません。4ページのところの新設のところはいいと思うんですけど、リストをする順番にもしヒエラルキーはないんだと思うんですけど、三、四が先に博物館の資料とかがあって、その単独なので、この新設のところを四の後の順番を変えたらどうかと思ったんですけど、ただ、その順番のリスティングにあまり意味がないというのならいいんですけど、何となくやっぱり博物の展示内容みたいなものがあって、それで最終的に資金の調達をという新設なので、それが一番上にこなくてもいいんじゃないかなと思いました。

【松田座長】 ありがとうございます。この第2項は資金調達という文言は掲げていませんので、第1項を後ろに回してもよいのでは、というのが横山委員からのご指摘でしょうか。

【横山委員】 すみません。今、新設になった2の博物館の設置者を設置する博物館が30から17という、黄色にハイライトされてあるものの、ただ、今、その後に三、四と続くのを、順番をただ単に、一番上じゃなくて、落としたらどうかなと思っただけです。

【松田座長】 なるほど。第2項を第4項の後に持って来ればということですね。

【横山委員】 ただ、その順番にあまり意味がないのかもしれないので、その辺は、判断お任せします。

【松田座長】 御提案は分かりました。では、杉山委員、お願いいたします。

【杉山委員】 新設の第2項なんですけれども、設置者の必要な支援協力に加えて、措置という言葉を入れるのはどうでしょう。行政、つまり設置者サイドからすると、設置した

施設に対する支援と協力って、ふわっとしている。支援、協力に加えて、本来、予算措置、組織編成上の措置というようなことを、設置者が講じてくれることが望ましいわけなので、支援とか協力という漠然としたソフトパワーだけでなく、措置という言葉を入れられるんだったら入れたほうがすっきりするように感じます。もう一つ、今さらなんですが、第1項には、博物館の持続的健全な運営って書いてあるんですけども、財政的に健全で持続的ならいいんでしょうというふうに捉えることも可能なので、持続的、発展的で健全な運営としたほうが、やっぱり設置者も現場サイドも、財源の多元化とか財源の拡充、リソースの拡充ということに双方が努めていくということの裏づけになるかなというふうに、ちょっと漠然と思いました。

以上です。

【松田座長】 ありがとうございます。第1項のところで、博物館の持続的な運営、を持続的かつ発展的に健全な運営、のようにはという御提案でした。事務局お願いいたします。

【事務局（荒川）】 ありがとうございます。今しがた横山委員からいただいた点なんですけれども、2項を3項、4項の後に移してはどうかという御意見につきましては、事務局の考え方としましては、基本的には一般原則的なものを先に出して個別の規定を後ろにするというような、基本的な慣例がありまして、第2項の博物館の設置者というのが、都道府県も市町村も民間も、すべてひっくるめた博物館の設置者という広い概念なんですけれども、その後の第3項、第4項で出てきます都道府県は、市町村はというのは、そのうちの一部に当たるということで、こういった順番にさせていただいていたところです。

また、杉山委員から御指摘いただきました措置という言葉を入れられないかという点なんですけど、こちら、事務局の中でそういった議論がございました。今、第1項の語尾の部分で、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするという表現がございまして、こちらの第1項の中では、かなり具体的に措置の想定される中身が記載されています。特に具体的なところは、条例や定款、その他の規定の見直しなどは、本当に具体的な行政的な措置だと思われるんですけども、そこを、この粒度でしっかり記載した上で措置といって書くほうが、実際に自治体などで対応していただきやすいのではないかと。もしこの措置という言葉を実第2項に入れるのであれば、第1項とのすみ分けの関係で、本来であればマージしたほうがいいと思うんですけど、そうすると、逆に具体的な措置の中身が書きにくくなってしまうなということがありまして、一旦こういった形で御提案をさせていただいたと

ころです。

また、もう一点の持続的、発展的で健全な運営ということなのですが、こちら、こういった法令の文言を検討する際に、似たような文言は同じ表現で、ブロックで記載をしていくというのがあるんですが、3ページ目の第一条の第2項のところで、博物館は、その設置の目的や当該博物館の使命を達成するため、「博物館の事業の水準の維持及び向上並びに活動の充実及び発展」という、これを今回キーワードとして全体に「活動の充実及び発展」というフレーズを入れさせていただいていたところなんです。ここで、「充実及び発展」というのを博物館が行うこととして規定した関係で、博物館の設置者のすることとしては、そういった博物館が持続的で健全に運営できるようにという形で表現をすみ分けたという経緯がありまして、改めて設置者のほうにも発展的を入れたほうがいいという御指摘を踏まえて検討したいと思うんですけれども、一旦、現状、こういった持続的で健全な運営というフレーズを選択した背景としては、こういった事情がございました。

【松田座長】 御説明ありがとうございます。様々な意見が出ましたが、さすがに事務局もたくさん考えて今回の提案になっているのだということが伝わってまいりました。今の御説明を受け、さらに御意見、また別の観点でも大丈夫ですので、御質問がございましたら、委員の皆様、お願いいたします。では、松本委員、お願いいたします。

【松本委員】 また違うところになってしまうんですが、21ページの第九条の3項、新設していただいた部分の2行目の後半なんですけれども、利用者、地域住民等に対して博物館資料の調査または整理、そういった機会を広く提供することという文言があるんですけれども、こちらについては、博物館資料は様々なものがあるので、全体とは言えないかもしれないんですが、私どものような歴史的な文化財を扱っている博物館では、専門的な知識や経験、技量がないと、博物館資料を普通の利用者の方々に開放するような、こういう調査と整理に当たらせるということはある程度できないことなので、何かもうちょっと限定がつくか、あるいは違う言い回しができるかなとちょっと引っかかったところです。

以上です。

【松田座長】 御提案ありがとうございます。確かにこれは、館の種別にも若干よるかなという気がいたしました。考古系ですとか民俗系でしたら、いろんな形で活動に加わっていただくこともあるでしょうが、美術館であれば、確かに今の御指摘はそのとおりかなと思う点もございました。では、中尾調査官、お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 松本委員、ありがとうございます。確かにおっしゃるとお

り、様々な博物館の全てにおいて資料の整理とか調査という部分に参加しづらい館種があったり、資料があるということはもちろん存じあげております。私自身、歴史博物館の出身であるものですから、(唯一無二の文化財については) なかなかここに参加いただくというのは難しいところはあるんですけども、ただ、地域の小さな博物館でありますと、基礎資料となるような発掘されたばかりのものを少し整理に参加していただく、体験的なものになるかもしれませんけれども、そういう機会を設けているところはあると思います。また、現場で現地調査ということで、遺跡の範囲がどこまで広がるかとか、そういう調査にかかわる機会なんかも、こういうところに含んでいけるのかなというふうにも思っております。

収蔵された資料の調査、整理という部分に関してはなかなか難しいと思うんですけども、そこに至るまでの基礎資料の段階であるとか、そういった部分に関しては、参加の機会というのはあり得る話なのかなというふうには思っております。そういった観点で書いている情報ということで御理解いただければと思います。

【松田座長】 御説明ありがとうございました。今の点、また、ほかの観点でも大丈夫ですが、皆様、いかがでしょうか。事務局でもいろいろ考えてこの文言になっているわけなんですけれども、その説明を聞いて、納得というか、それでよいと思われましたでしょうか。半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】 今の松本さんと中尾さんのやり取りは、あれですね。博物館資料の調査または整理というところが、可能な範囲での、という文言が書かれていないんですけど、そういうニュアンスで読めると判断するかどうかということかなと思いました。

それから、冒頭に私、発言させていただきました、15ページの調査研究の意義については、荒川さんの御説明で理解をしたところですが、そこに至る御説明の経緯としては、調査研究の成果を示すとともにという、次のページに従来書かれていたものが、もう少し強調されてもいいのではないかとこのところで、ここに読み込めるんじゃないかという御説明があったかと思うんですけど、一応この15ページについては理解しました。

もう一点指摘させていただきました、4ページの新設の第二条の第1項ですけども、2項以下の努めるものとするというものについての御説明も理解しました。努めるものとするでいいと思うんですけど、個人的には、再度できないかなと思うのは、第1項のところにおいては、講ずるものとするという言い回しは無理なのかということは、もう一度発言だけさせていただきますたいと思いました。

【松田座長】 ありがとうございます。強いこだわりのようなものを感じました。

名指しして申し訳ないんですけど、大原委員、よろしいでしょうか。大丈夫ですか。すみません、無理に振ってしまいまして、失礼いたしました。

また、半田委員からの最後の要望も事務局で検討していただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。大原委員、お願いいたします。

【大原委員】 ありがとうございます。読み落としているかもしれないんですが、人材育成のところで、大学などと連携して学芸員になる人を育てる、そういったことというのを書いてありましたっけ。

【事務局（荒川）】 ありがとうございます。20ページの改正案の第十五条の4項が、スライド20ページ目の改正案の第十五条の第4項、一番下の行になるんですけども、今、大原委員におっしゃっていただいた表現とちょっと違ってしまっているのですが、「博物館は、実習等を希望する学芸員養成課程の学生を積極的に受け入れるなど、学芸員の養成に努めるものとする」という表現で、今後の人材育成に協力をしていただきたいことを書かせていただいております。ただ、大学との連携という形で、大学という言葉が明示的に触れているところが現状ではございません。

【大原委員】 ありがとうございます。学芸員でも、例えば修復家を育てるとか、運べるハンドラーを育てていくとか、そういったところへの積極的な関わりが4番では感じられなかったんです。やはり博物館としてどういうキュレーター、学芸員が必要かということと、養成機関と相談しながらつくっていくという積極性がほしいというのが、発言の意図です。

【事務局（荒川）】 承知いたしました。4項について、今はかなり限定的な例示にもなっておりますので、この点、見直しをさせていただきたいと存じます。

【松田座長】 建設的な御意見、ありがとうございます。第1章につき、最後にこれだけは言っておきたいということはございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、先に進めさせていただければと思います。

それでは、次の第2章ですか、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局（荒川）】 それでは、27ページ目を御覧いただければと存じます。

開館日等についてということで、こちら、短い条ですので、手短に御説明をさせていただきます。

27ページ目に、博物館法において、開館日数に触れている部分を引いております。一方

で、開館日等の中では曜日や時間帯等の言及があるんですけども、その点については法の定めというのは特にございません。

次のページ御覧いただきまして、28ページにデータをお示ししております。日曜、祝日の開館の有無ということで、一般講習の利用のしやすさを考えますと、日曜、祝日、開館いただくのは望ましいことと考えておりますが、登録博物館については、ほぼ100%に近い形で既に実施されているところです。一方で、指定施設がやや低くなっているんですけども、この背景としては、大学付属であったりなどの事情が関係していると考えられます。

次のページ御覧いただきまして、29ページ目に、ユネスコ総会で採択されております、博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告をお示ししております。先のデータにも関係しますが、この勧告の中でも、特に勤労者の余暇時間を斟酌して、毎日都合のよい時間に開館されるべきであると。できれば、毎夜勤労時間後も開館されていることが望ましいということを記載されております。また、後半の部分になりますが、少なくとも1週間に1日あるいはこれに相当する期間無料とすべきである。また、博物館職員及び本勧告に述べられている団体課成員に対しては観覧料を無料とすべきであるといった、無料開館についても言及がされているところです。

ここから次のページ、30ページ目以降、事例となりますけれども、こちら、大原美術館さんの取り組んでおられる早朝のモーニングツアーの事例を御紹介させていただきました。

また、次のページ、31ページ目では、石川県立美術館、歴史博物館、また国立工芸館の3館で行われている、早朝と夜間両方での開館の事例をお示ししております。

32ページ目では、無料開館の取組の事例として、企業との連携によって無料開館を実施している例として、三重県総合博物館さんの事例、コーポレーション・デーの例をお示ししております。なかなか無料開館をするための費用をまかなうのも難しいかと思うんですけども、こういった形で企業の協賛を得ることで実現されている好事例かと存じます。

以上を踏まえまして、33ページ目に、現行の第12条の条文と改正案をお示ししております。大幅な改正は特に想定していないのですが、これまで夜間のみに言及されていた部分に早朝を加えさせていただく、また、定期的な無料開館その他の方法により利用者の利用の拡大を図るということで、無料開館について新たに追記をさせていただくのと、これまで利用の便宜という表現だったものを拡大に修正してはいかがかと考えているところです。

事務局からの説明は以上です。

【松田座長】 ありがとうございます。開館日等についての今回の改正案、33ページの

ものですが、御意見、御質問ございますでしょうか。提案どおりでよろしいでしょうか。定期的な無料開館を加えたのはよいなと思いました。とりわけ企業協賛の例示があるとしっくりくるのですが、「協賛」という言葉は書き込めないでしょうから、それは別途情報提供してあげたら納得していただけたと思います。杉山委員、お願いいたします。

【杉山委員】 単に確認なんですけど、利用者の利用の拡大というのは、より広範な利用者に利用していただけるような状況にしましょうという意味ですか。でしたら、理解しました。

【松田座長】 杉山委員、大丈夫ですね。よろしいでしょうか。この条については問題ないということでよろしいですか。どうぞ、杉山委員、お願いいたします。

【杉山委員】 反映多くの館において、休館日は月曜日に設定されていると思いますが、月曜日が休みなことが慣例的な業界というのがあります。その業界で働いている方たちにとっては、自分たちがお休みの日はいつも博物館も休みだという状況を変えてほしい、という申し入れが、おそらく、多くの地方公共団体であったんじゃないかと思います。なので、休館日の設定に関して、排除的になっていないかどうかというような考え方を示す文言が入れられるといいのかなと思っています。

【松田座長】 情報提供も含めてありがとうございます。そのような要望があったんですね。では、中尾調査官、お願いいたします。

【中尾博物館支援調査官】 事務局の中尾です。地方公共団体から申し入れがあったかどうかというのは、私、把握は……。

【杉山委員】 地方公共団体「から」じゃなくて、地方公共団体「が」受けている、です。

【中尾博物館支援調査官】 そういった意味では、当方にも時々お電話とかでそういった要望が入ることがあります。月曜日に行けなかったのということはあるんですけども、ここに関しては本当に様々な方々全てが納得する書きぶりというのはないと思っているんです。その方は、たまたま月曜日がお休みで、そのときに博物館めぐりたいんだけどということだと思いますが、そこに合わせると、また別の方が不利益を被るかもしれないというところなんです。

また、博物館のほうも、当然ながら、経営的な観点で閉館日を決めているという状態です。そこで、別に関心ある方々としてお示ししているわけじゃない。排除的になっているという実態に関しても、特に把握はしていないところなんです。なので、なかなか

かそこに関して文言を書き込んでいくというのは非常に難しいのかなというふうには思っております。

【松田座長】 ありがとうございます。一応利用者の要望という文言が入っているので、それを勘案してとはなっているということなのかなと思いました。とはいえ、情報提供も含めて御指摘ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

では、次の第3章に進みたいと思います。それでは、第3章につき、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局（荒川）】 それでは、スライドの35ページから具体的な内容に入っていきますけれども、施設及び設備、危機管理についての章に進みたいと存じます。

こちらで、望ましい基準の最後の2条となり、全ての条を御説明させていただく形となります。

35ページ目のスライドですが、博物館法の第13条と施行規則の第21条を引いているところです。博物館法上の登録に当たって、施設及び設備が登録の基準に適合することが求められておりまして、その具体的な内容が、参酌基準である施行規則の中に定められております。特に施行規則第21条の1号から4号、黄色着色している部分です。資料の収集、保管、展示、調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備、防災及び防犯のために必要な施設及び設備、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮、そして、様々な利用者の方々が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていることと、こういったことが掲げられているところです。これに上乗せをする形で、望ましい基準に規定をしていきたいと考えております。

続いて、36ページ目、こちらも御参考のデータとなりますけれども、まずは利用者の利便性の確保ということで、Wi-Fiの設置状況の資料をお示ししております。館の来館者と関係者が使うことができるWi-Fiが全体の3割強の施設で設置されているんですけども、一切Wi-Fiがないというところも約半数を占めているような状況です。

続いて、次のページ、37ページに、展示室や収蔵庫での災害対策の状況を記載しております。転倒、落下を防ぐ対策はかなりの館、半数程度の館で実施されているんですけども、ケース等のガラスの飛散を防ぐ対策ですとか、免震構造などについては、まだまだ取組が限定的な状況です。

続いて、38ページ目、危機管理体制の状況につきまして、総合防災計画や危機マニュアル

ルの作成や危機管理業務担当者の配置の状況をお示ししております。かなり館ごとの対応の状況が異なっておりまして、平均すると総合防災計画や危機マニュアル、約半数で取り組まれているんですけれども、特に動物園、水族館等の割合が高くなっています。また、そういった担当者の配置も同様の傾向が見られるところです。

続きまして、39ページ目、こちらは情報セキュリティ対策の状況ですけれども、ウイルス対策ソフトなどは8割ほどの館で既に導入が進んでいるところで、かなり対応が進んでいるところです。一方で、情報セキュリティ担当者の配置、研修会の実施は、それに比べますと5割以下の対応状況となっております。

続きまして、40ページ目以降は事例の御紹介になります。

今回ではなく前回の資料で、今回の資料に盛り込めていなく恐縮なんですけれども、研修室、実験室、工作室、図書室といった施設、設備に関するものが、博物館法の第3条の第1項4号で例示をされておまして、こちらは、前回教育活動、創造的活動のところ条項を引かせていただいたんですけれども、「一般公衆に対して博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、または研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること」という号がございました。この研究室、実験室、工作室、図書室というのが施設として整備をするものであることから、施設整備の部分で触れることが適切ではないかと考えております。

40ページのスライドは、浜松科学館さんのオープンラボです。研究機材を来館者の方に使っていただけるような、体験も含めて施設設備も提供しているという事例となっております。

41ページ目は図書コーナーです。三重県総合博物館さん、船の科学館さん、NTT ICCさんの事例を御紹介させていただいております。

次のページ、42ページ目から改正案をお示ししているところです。

改正案第16条の施設及び設備の部分なんですけれども、こちらも次のスライドにまたがるような形で、まずは現行の条文を確認させていただければと存じます。現行ですと、第十五条の第1号におきまして、耐火、耐震、防虫害、防水、防塵等といった博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備を規定しておりました。

次のページ、43ページ目を御覧いただきまして、第2号は、青少年向けの音声による解説を行うことができる機器などなどのいろいろな方々の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備、第3号で休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備す

るために必要な施設及び設備、こういったものが例示をされていたところなんですけれども、今回、第1号につきましては、先ほど御覧いただいた参酌基準に示している範囲とほぼ同じことを求めているのではないかと考えまして、第1号については、既に施行規則で求めている範囲として修正を検討しております。

改正案十六条のほうを御覧いただきまして、かわって第1号には、研究室、実験室、工作室、図書室等利用者の学習活動及び想像的活動を促進するために必要な施設及び設備というのを加えてはどうかと考えております。また、交流施設、自習施設、その他の地域住民が日常的に博物館に来館し、博物館の事業に親しむために必要な施設及び設備も新たに加えてはどうかと考えております。

43ページ目、御覧いただきまして、第3号には、休憩施設に規定をしておりました休憩施設に加えて、ショップ、カフェ、その他の利用者が博物館での鑑賞や体験を充実できる利用環境を整備するために必要な施設及び設備にしてどうかと考えております。

第4号については、これまでの第2号を見直す形で、音声による解説を行うことができる機器は青少年に限りませんのでそこを落とすとともに、施行規則で定める、日本語を理解できない者、子供やその保護者といった表現を挿入しております。

続いて、5号に関して、「コンピューター、サーバ、インターネットの通信環境等、その所蔵する博物館資料の電磁的記録を作成し公開するために必要な施設及び設備」を追加してはどうかと考えております。

第6号が、これまでの第1号で求めていたものよりも高い水準として、「自家発電装置、館外収蔵庫その他の大規模災害時においてその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備」にしてはどうかと考えているところです。

最後、第2項として、新たに全体に係る項を新設してはどうかと考えております。「博物館は、施設及び設備の整備に当たっては、環境負荷の軽減、長寿命化、老朽化への対応等に留意するものとする」ということで、SDGsの流れですとか、またメンテナンスのしやすさといったものをここで担保できないかと考えております。

続きまして、44ページ目が、危機管理に関する条になっております。

これまで第16条として定めていたものになりますが、そこに見直しをかけて改正案の第17条を記載しております。「博物館は、事故、盗難、災害、感染症のまん延その他非常の事態による被害を防止するため」ということで、これまで伝染性疾病に関しては動物に関するものを記載していたんですけれども、コロナを踏まえまして、感染症は人も動物も含む

形で規定するのがよいのではないかということで、感染症の蔓延という表現を使っております。

また、これまで博物館の特性を考慮しつつ十分な措置を講ずるという記載だったんですが、博物館の立地による影響というのもかなり大きいだろうということで、「立地や館種等の特性を考慮しつつ、危機管理に関する手引書の作成、定期的な訓練の実施、デジタルアーカイブを含む電磁的記録の作成及び管理、目録の公開、外部サーバの活用その他の十分な措置を講じるよう努めるものとする」というふうに修正案を考えております。

第2項につきまして、利用者の安全の確保及び資料の保全のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置を取るものとするということで、資料の保全という観点を追加させていただきました。

第3項、こちら、新設となりますが、「博物館は、大規模災害やその他非常の事態が生じた場合、当該博物館の規模や特性を踏まえ、職員の派遣や資料の保全等、可能な範囲で被害を受けた博物館への支援や協力を努めるものとする」ということで、東日本大震災や能登半島地震などで、実際にこういった御対応をされた館がございまして、博物館部会でも御発表いただいております。こういった、あくまで可能な範囲での御協力をお願いしたいというような情報を追加しているところです。

以上で、全ての条の御説明を差し上げたところなのですが、もしよろしければ、このタイミングで資料2の附帯決議についても簡単に触れさせていただいて。それとも、この後、全体を御覧いただくその前のほうがよろしいでしょうか。

では、一旦ここで事務局の説明を区切らせていただきます。

【松田座長】 では、第3章と言われる施設及び設備機器管理について、今、御説明をいただきました。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】 御説明の中で、42ページの現行の第十五条の1、細かく耐火、耐震云々と、主要構造に関する文言、望ましい基準の中にこうした文言は入れないという整理になるんですか、先ほどの御説明だと。ほかで言っているからということで。

【事務局（荒川）】 一旦事務局でお示ししている案では、こういった具体的な書き下しといたしますか、それはしない方向で、今の望ましい基準の記載を想定しております。ただ、もし例示を細かくしていったほうがよろしいという御意見いただきましたら、それはそれ

で検討したいと思います。

【佐々木委員】 望ましい基準が現場でどう活用されるかという想定ですが、これを目指して全部やっていくということにはなかなかならないとしても、例えば事業計画を立てるときにどういう項目が必要か、指定管理者制度を導入するときに施設設置者による基準や事業計画作成の項目の手がかりになるんです。ちゃんとそうやって使っている自治体がどれだけあるか分からないんですが、よい手引として活用できると思うんです。

とすると、こういった事柄が必要なんだという設置者や館の経営者層への認識を促すツールとしては非常によいものになっていまして、今回いろんな御意見もあったり、近年の動向を踏まえて、いろんな事項が加わっていますが、それが非常によくて、今後こういったことを考えていかなきゃいけない、こういったことは必要なんだということの手がかりになるので、私は重複があっても、必要なことであれば具体的なことは加えていったほうがいいと捉えています。

【松田座長】 御意見ありがとうございます。佐藤委員、佐々木委員、山崎委員の順番でよろしいでしょうか。お願いいたします。

【佐藤委員】 確認なんですけれども、こちらの44ページの改正案の十七条のほうです。この危機管理のいろいろな事故とか盗難、災害、感染症とありますが、その他の非常事態というところに、情報セキュリティって含まれていると考えていいのかどうかというところをお尋ねしたいです。特に博物館、我々もそうなんですけれども、個人情報がたくさん扱っているので、その辺の漏えいリスクとか、それはやっぱりサーバとかデジタルアーカイブを含めた、情報セキュリティに関するものと関連すると思うんですけれども、単にコンピューターに保存されているものを保護するということだけではなくて、職員自身が情報セキュリティに関する知識を持つことですか、日頃の個人情報が書かれたデジタルじゃない情報の管理、こういうものを含めて危機管理に入ってくると思うんですけれども、特段それを目指しする必要がないか、その他非常事態というところで読んでいいかどうかというのを確認したいです。

以上です。

【松田座長】 佐藤委員、御質問ありがとうございます。情報セキュリティについては先ほどデータを示しての説明がありましたが、いかがでしょうか。事務局、何かございますか。

【事務局（荒川）】 一旦、皆様の御意見を伺ってから事務局からお答えした方がよろし

いでしょうか。

【松田座長】 なるほど。恐らくテーマが変わりそうですので、事務局、お願いいたします。

【事務局（荒川）】 まずは、先ほど佐々木委員から御指摘いただいた、細かい例示も、設置者の方、団体の方々への理解をいただく上で有効であるという御指摘いただきましたので、今の案文に取り入れる形を検討させていただきたいと思います。

また、佐藤委員からいただきました情報セキュリティの観点、こちら事務局で案を作成した際には、その他の非常事態、あるいは事故や盗難のセキュリティには情報版もあるということで、この文言で読むつもりではいたんですけども、その点、明示的に御理解いただけるような形で記載したほうがいいと思いますので、こちらも案文を検討させていただきたいと存じます。

【松田座長】 ありがとうございます。では、順番変えて、山崎委員、先でよろしいですか。佐々木委員、今の2点に関する追加の御意見という。

【佐々木委員】 別の。

【松田座長】 では、山崎委員、先をお願いいたします。

【山崎委員】 42ページから43ページに至るところと42ページですが、現在の地方公共団体における公共施設の状況をまず申し上げますと、99.何%の自治体が公共施設等総合管理計画というものを策定済みです。そこでは、長期の財政の収支と公共施設の維持管理及び改修、建て替えにおける財政収支のシミュレーションをして、恐らくほとんどの自治体が縮小しなければやっていけないということをもう既に政策的に明示をしてしまっています。縮小する幅は自治体よりですが、私の感覚で言うと、30%みたいな、実現できないレベルの延べ床面積の減少というのを述べています。そういう意味において、新しいスペースをつくるというのは極めて困難な状況だということが、まず現状としてあります。

一方で、社会のニーズが、利用者のニーズが多様化しているところにあって、博物館に限らずなんですが、図書館もそうですが、いろんな施設種別が、あれも必要、これも必要と言っています。やっぱり両立しないんです、基本的に。解決する方法は、基本的には複合化なんです。ただ、自治体には設置条例というものであって、この部屋は博物館です、この辺は図書館ですってなって区分けするわけなんです。これが駄目で、図書館の実験室を博物館も使えますみたいにしないと、もう成立しないんです。もしも今度新しいいろんなものが需要だというのを書くのであれば、あったらいいと思うんですけど、書くのであ

れば、ほかの施設との複合化とか、あるいはある1つのスペースをフレキシブルに使うとか、そういうことでもいいんだよみたいなことをどこかに書いてあげないといけないんじゃないかと思うんです。今、第2項で、環境負荷とか長寿命化とか書いていますけど、ここに書くのか分かりませんが、それがあったらいいと書くのであれば、ノウハウというか、それをどう実現するかということを書いてあげないと実現していかないんじゃないかなと思いました。

以上です。

【松田座長】 とても大切かつ現実的な御提案でした。どういうふうに書き込むかですね。複合化ということが前段では想定されていない書きぶりできたように思うんですが。

【佐々木委員】 今の点……。

【松田座長】 佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】 大変重要な御指摘をありがとうございます。複合化は非常に大事なテーマで、ミュージアムより図書館のほうが進展しています。ミュージアムで複合化を考えたときにどういう観点が必要かというところ、登録制度があるので登録の審査基準と矛盾しないかというところで、私は矛盾はしないんだとは思っているんです。新しい時代に即していろんな機能や設備が必要だとなってくるので、現実的に山崎委員おっしゃったように、複合化も容認するという視点があっても今後いいのではないかと感じました。

【松田座長】 本当にそのとおりですね。今の点、事務局は。レスポンスございましたらお願いいたします。

【事務局（荒川）】 今いただいた、複合化の観点で補足させていただければと思うんですけれども、博物館ワーキンググループ自体が文化施設部会の下に設けられているワーキンググループになりますが、文化施設部会のほうでも、今後の社会の変化を踏まえた施設の在り方を検討するべきだということで検討を進めていまして、人口減少下、税収減の中で、どのようにサステナブルな施設運営をしていくかという点で、複合化についても論点の1つとして挙がっていたところです。

一方で、今回の望ましい基準を記載するに当たっては、複合化を進めるというふうに記載した場合に、誰の目線になるのかというところが、やや取扱いが難しい部分だなと考えていまして、設置者の責務で、今回、博物館の運営に責任を持つということをしっかり書いてきたところですが、そこで博物館の設置者に複合化を検討することということを求めるのもそぐわないかなという部分がありまして、うまい取り入れ方を見つけることができ

なかったというようなところですよ。ただ一方で、今、山崎委員から御指摘いただいた、そういうリソースの縮減というのは、人材の面にも共通する部分だなというふうに思っております。人材については、「実情に即して人材を確保するよう努めるものとする」ということで、今回、新しい規定を追加したところでした。同じように、先ほどいただいたフレキシブルにお互いの設備を使うといったようなところや、他館との連携を通じて、そういった足りない部分を補っていくといったような趣旨であれば、こちらに追記をすることが可能ではないかなと思ったところです。

以上です。

【松田座長】 ありがとうございます。では、半田委員、お願いいたします。

【半田座長代理】 山崎さんがおっしゃったことは、全くそのとおりの現実があるというところだと思うんですけど、さきのワーキングでも出ましたけど、この望ましい基準自体が、博物館という機能のハイヤーな望ましい運営上の基準を示していると考えてみると、今結構いい線いっているなという実感がしているんですけど、逆に、山崎さんが御指摘いただいたような現状を踏まえると、現場の博物館からすると、どうも望ましい基準と、自分たちの運営実態とは乖離している感があるなというイメージを持たれる運営現場というのがすごく多いなというふうに私も感じているところで、それはフレキシブルなシェアであるとか複合化というものが、この基準の中にも少しかいま見られる表現はあったほうが良いと私も感じているんですけど、荒川さんもいみじくも言ってくださったように、ワーキング自体が文化施設部会にぶら下がっているという構造からすると、むしろ国の政策として、やっぱり部会のほうで、この複合化というものを、文化施設全般を通して、どういうふうに進めていくのかという議論がもっと進んでいかなければいけないなと思った次第です。文化施設部会の中でも発言させていただきましたけど、文科省も、図書館と公民館を所管しているわけですから、ぜひ議論に入ってもらう形をつくっていくような部会の運営、在り方を文化庁さんにも検討していただきたいなと思います。

【松田座長】 ありがとうございます。ワーキンググループからの突き上げではありませんけれども、文化施設部会の下にぶら下がっているワーキングですので、そのことは強く意識する必要はあるんだと思います。

【佐々木委員】 細かい点で申し訳ない。

【松田座長】 佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】 細かい点で恐縮なんですけど、42ページの第十六条改正案のほうです。

2項の交流施設の次に自習施設があるんですが、どういういきさつで入ってきたのか御説明いただければと思います。

【中尾博物館支援調査官】 すみません、事務局、中尾です。

自習施設に関しては、目的的にこの「地域住民が日常的に博物館に来館し」ということをつけております。図書館等でも、以前は自習施設という形では置いていなかったと思うんです。閲覧コーナーという形だったと思うんですけども、最近は自習施設という形で、地域の方々にもっと使っていただきたいと。使っていく中で、本のある空間に浸っていただく、本の利用につなげていくという形で、入口、門戸を広げることをやっていると思うんです。博物館等でも、やはりエントランス施設で自由に使っていいですよというふうにされているところもあると思います。そういった部分で交流施設というだけではなくて、自習にも使えますよということで、若い方々に自由に使っていただく、また、社会人にも使っていただく、その中で生涯学習、社会教育を進めていくという観点で加えたところですよ。

【事務局（荒川）】 補足をさせていただきますと、地域住民の方に親しんでいただくという点で、人流をつくり出すことが大事だろうと。交流スペースや自習スペースなどを設けるというのが1つの手段として考えられるということで入れさせていただいたんですが、すぐ上の研究室、実験室等との並びで見ると、施設という言葉を使っていることで、自習施設は何だか新しい建物を設けるように見えてしまったのかなという気がいたしまして、その意味では、交流空間なのか自習スペースなのか、ちょっと表現難しいですけども、そちらも検討させていただきたいと思います。

【佐々木委員】 趣旨、了解しました。中尾さんおっしゃったように、図書館も今まで自習はいかんみたいな運用をされていましたが、今はそういうことは言わずに、どんな利用があっても来てくださいというふうに変化していて、それが非常によい効果を生んでいるという実感があります。受験勉強でも何でもいいので、来たら何か絶対目に映るはずで、そういった効果というのは大いにありなんじゃないかなと思いました。文言については、分かりやすくしたほうがいいと思います。

【松田座長】 山崎委員、では、お願いいたします。

【山崎委員】 瑣末な点ですが、43ページで、ショップ、カフェとあるんですが、この手の書類は、この言葉がちょっとどうかと思ひまして、日本語にするなら、飲食物販店舗とか、店舗という言葉を使うんじゃないかと。私もよく要求水準とか作りますけど、比較

的硬めの言葉のほうがいいんじゃないかと思ったのが1つと、こういう施設は、鑑賞や体験の充実に資するというよりは、どちらかというと、滞在とか居心地とか、快適な滞在とか、そういうものに資するんじゃないかなと思いましたので、この鑑賞や体験の充実につなげるよりは、少し違う言葉のほうがいいんじゃないのかなと思いました。

【松田座長】 御意見ありがとうございます。佐藤委員、今の点についてでしょうか、あるいはまた別の観点からでしょうか。

【佐藤委員】 別です。

【松田座長】 では、今の点、山崎委員からの御指摘につき、事務局よりレスポンスございましたらお願いいたします。

【事務局（荒川）】 ありがとうございます。今、山崎委員からいただいた、まずはショップ、カフェに関してなんですけれども、法令の中では告示に今回相当するんですが、告示の中で、これまで法令で認められていなかった表現というのを幾つか認めていただく方向で進めていまして、例えばデジタルアーカイブという表現は法令上使うことができず、電磁的記録の作成公開という表現を使っていたり、ICTも使えずに情報通信技術であったりといったような、そういった定例のフレーズがございました。ショップやカフェもそういった意味で、法律であれば飲食店とか物販施設とかいった表現になるかと思うんですけれども、これも、もし博物館の皆様がこういった表現のほうがなじみがよく、かつ取り入れやすいということがもしあれば、この表現でお願いしたいということで進めようかなと思っていましたところです。

なので、その意味では、こちらのほうがイメージがしやすいかなとは思うんですけれども、いかがでしょうかという点と、もう1点、博物館での鑑賞体験の充実というところ、確かに快適に観覧ではないなということで別の代替の表現を探している中でこういった書きぶりにしておりますが、今いただいたキーワードを基に、改めて再考してみたいと思います。

【中尾博物館支援調査官】 すみません、体験に改めた趣旨だけ、少しだけ御説明させていただきます。

いわゆるショップで買って帰るミュージアムグッズみたいなものという部分は、単なるお土産品ではなくて、博物館体験を持ち帰るというような言い方をされるときがあります。学びの部分であったりとか、博物館に感動した資料について持ち帰っていくという部分は、やはり体験的な部分なのかなというのが1つ。もう一つは、カフェの中でも、企画展に合わ

せて特別メニューなんかがつくられたりもしますし、カフェにおいて、博物館の資料なんかを思い起こしながら会話を楽しんだりとかという部分も博物館体験の一部に含まれると思っています。なので、単なる滞在という部分ではなくて、体験という言葉を使ったのが趣旨という部分になります。

【松田座長】 山崎委員、よろしいでしょうか。

【山崎委員】 はい。

【松田座長】 では、佐藤委員、その後、横山委員ということでよろしいでしょうか。手の挙げた順番ということでお願いいたします。

【佐藤委員】 細かいことなんですけれども、44ページの十七条のところでは、2項で、「事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止」ってあるんですけれども、ちょっと違和感があったのが、入場制限、立入禁止の前に、まず来館者の安全確保とか避難誘導だと思うんです。ちょっとそこが違和感があったなということと、あともう一つが、災害等が発生して入場制限がありますという場合には、速やかに外部に広報とかお知らせする必要がありますし、関係機関と連携取る必要がありますので、その辺も、もし可能なら加えたほうがいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

【松田座長】 ありがとうございます。ごもっともな御指摘に聞こえましたが、それを反映するというでよろしいでしょうか。では、文言御指摘ありがとうございました。

それでは、横山委員、お願いいたします。

【横山委員】 すみません、1つ前のショップとカフェのところに戻ってしまうんですが、43ページの、その前の休息施設とショップとカフェというのは、経済的なお金を使うということが発生するので、例えば今、美術館の入口がチケット無料の間もあれば、チケット代を払わないとそこに入れないというのもあるんですけど、美術館の利用性みたいな一般の人たちの考えたときに、今の美術館は展示を見ることだけが美術館の体験とか滞在ではなくて、それ以外でも使えるということを考えたときに、休息施設のところに、例えば無料という無料のゾーンもありながら、コマースでチケットを、そこがすごくよかったら展覧会を見てもよいかなということになるという、まだ展覧会を見に行くとかということがすごく第一目的になっているような気がして、もちろんそれはそうなんですけど、これからの美術館というのは、博物館というのは展示を見る、見ないだけでなく、みんなが行ける場所だというような使い方を促していくと、より、この先にステップを1つ、敷

居を1つ低くするというか、そういうことにもつながったりすると思うので、有料無料のスペースみたいなのが休息室、ちょっと違うと思うので、例えばですけど、無料のスペースも置くような、チケットを買う買わない分、そういうところがあるということを考える、何度も出しましたが、いろいろ考えるきっかけとして考えてもらうには、有料ゾーンと無料ゾーンがあるというふうにしてもいいのかなと思ったのが1つと、すみません、その次の44ページで、17条のところの、「デジタルアーカイブを含む電磁的記録の作成及び管理」の、その次の目録の公開という言葉が、これが何で防止することになるのかなというのが私は分からなかったんですが、教えてください。

【松田座長】 休憩施設、有料無料区別につき、事務局よりお願いいたします。

【事務局（荒川）】 ありがとうございます。まずは、今御指摘いただいた有料ゾーン、無料ゾーンの考え方、非常にそのとおりだなと思って拝聴しておりました。その意味で、実は事務局のほうで無料ゾーンに該当するのが、むしろ第2号の交流スペースや自習スペースのようなものを先に想定しておりまして、そこは何となく無料のイメージで記載をして、第3号は、これまで休憩施設というのが観覧の途中で一休みするというようなイメージで記載されていたことから、今の3号の場所でショップとカフェとセットにしてしまったんですけど、もしかすると、休憩施設については、第2号の交流スペースとか図書館、自習スペースといったようなところと一緒に無料の範囲として規定をして、第3号については、観覧の体験をさらに充実させるというような趣旨で、ショップ、カフェ等に限った記載をするというのも一案かなと考えたところです。

もう1点が、目録の公開ですけれども、こちらは東日本大震災の津波で被災した館の状況を念頭に記載していまして、その際に、目録がないために、被災した館がどのような資料を持っていたのか、また、回収されたものが博物館資料に当たるのかどうかの確認が困難だったというような事情がありまして、目録の公開、デリケートな面もあるかと思うんですけれども、そういったことがされていると、文化財のレスキューなどはしやすくなるのかなという趣旨で記載をしておりました。

【横山委員】 ありがとうございます。それはよく分かりました。さっきの無料の交流スペースと自習のところが無料という感じが、私には自動的にそうなるのかなと思うのが、例えば、うちの館では自習スペースというのは、大きな展覧会の中にブレイクアウトスペースといって、ラーニングチームがさらに展覧会を見るペースをスローダウンして、各自で少し楽しむとか、展示内容にしてという自習スペースなんかもあったり、交流スペース

も、いろいろな経済的なことも含めて交流スペースを貸し出すということもしてたりするので、それというのはいろいろな目的が、使い方によっては無料のものもあれば有料のものとかチケットを買ったゾーンでなきゃというので、もちろん展示の間に休憩というのはあるんですけど、何となく一番パブリックスペース的なところに、目的は特に設定はしないけれども、無料のゾーンみたいなものが、集える広場というか、エントランスみたいなものなのかなというふうには思ったんですけど、お任せしますが、そういうふうに思いましたとお伝えしておきます。

【松田座長】 ありがとうございます。よろしいですか。

【事務局（荒川）】 大丈夫です。改めて文言を検討させていただきます。

【松田座長】 分かりました。「エントランス」というお言葉が横山委員から出ましたが、そこにそういうスペースがあるといいだろうなという気はいたしました。有料無料という文言を使うかどうかも含めまして、ちょっと事務局で御検討いただければと思います。

佐々木委員、では、お願いいたします。

【佐々木委員】 43ページの改正案の2項の下の方で環境負荷の軽減ですが、近年、特に欧米系のミュージアムで、事業運営やサービスに関して環境負荷のことを意識して、飛行機は使わないとか、そういうようなポリシーを定めて運用している館も増えてきています。日本でどうするんだという話はまた別にありますが、その辺りの趣旨をどこに入れるかという問題提起はしておこうと思います。

【松田座長】 では、今の点でということで、半田委員からお願いいたします。

【半田座長代理】 佐々木さんの発言に関連するんですけど、佐々木さんがこの章について指摘された、42ページの十五条の1項、細かい防虫害とか防音、温湿度というところも、ある程度具体的に書き込んだほうがいいという意見には私はすごく賛成で、同じことを考えていました。それと対応する第十六条の43ページの、今、佐々木さんが御指摘された環境負荷の軽減というところとの相関関係なんですけど、従来の温湿度管理であるとか防虫害であるとかというのは、佐々木さんも言っていましたけど、設置者とか行政所管に対して、どちらかという予算要求の1つの手段として、こういうものが必要だからお金がいりますというところで担保されてきた要件だと思います。燻蒸にしても、燻蒸剤に非常に大きな転換期が来ている中で、例えば環境負荷の具体的な在り方としては、IPMの推奨とか、こういう温湿度の調整とか防虫害というのは、博物館のコレクション管理については非常に重要だということの位置づけと共に、それに対して環境負荷の軽減というものも考えなが

ら、実際の運用についてはこれから工夫していく必要がありますよという方向で基準を示していくというのはとても大事なところだなと思っていて、今、国立のアウトリサーチセンターも、日本型のガイドラインをつくろうというので、今ワーキングが始まろうとしていますけど、そういったところも含めて、書き込みが必要かなと思いました。

以上です。

【松田座長】 ありがとうございます。環境負荷の軽減は、確かに施設にとどまらず、コレクション管理でも及んでくる内容です。これは、では、新たに何か条を設けるという話になってくるんでしょうか。

【半田座長代理】 そうですね。ここに書き込んでいってもちょっと難しいかもしれないという気がします。

【松田座長】 ちょっと前段にということですね。

【事務局（荒川）】 持ち帰って検討させていただきます。

【松田座長】 ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

ほかに。では、お願いいたします。

【杉山委員】 44ページの十七条で、もともとの文書は「事故、災害その他の非常の事態」となっていたのを、「事故、盗難、災害、感染症のまん延その他非常の事態」とされていて、先ほど佐藤委員のほうから情報セキュリティ関係のことがありましたけれども、事故や災害というのは、誰か悪い人がいたから起こる話ではないんですけれども、それに対して、犯罪的な行為としては、盗難というのが、主な例として挙げられている。ただ、実際には、博物館側が備えなければいけない凶行的なものは、恐らく欧米の美術館の活動家による被害にあるように、展示品に対する何と云えばいいんでしょう。

【事務局（荒川）】 テロといいますか。

【杉山委員】 ああいうもののほうが頻度、頻度というか発生の可能性が、より高い。それから、利用者の安全に関わるような犯罪的な行為というのにも備えなければいけないのかなと。自分の館も大規模改修に取り組んでいるので、危機というのを想定しているんですけれども、京都アニメーションに対する放火みたいな行為の対象になったら、もう本当にどうすればいいんだみたいなところもありますし、多機能トイレのような施設ができる小さいけれど、ある程度広さのある空間というのを館内に設けたときに、実際の事例で、商業施設の中でそこで非常に悲しい事件が起きたりとかもしているのも、やはり危機管理の中にそういうような、何と云えばいいんでしょう、博物館であっても、非常に凶悪な事

案の対象になり得る、というような意識というものを持つことを、あからさまに明示する必要はないのかもしれないんですけども、持つべきといった方向性というのがちょっと必要ではないかなというふう思いました。

【松田座長】 ありがとうございます。確かに危機管理に入ってくる内容でございます。今の点も、事務局、申し訳ございませんが、持ち帰って御検討いただけましたら幸いです。では、大原委員、お願いいたします。

【大原委員】 ありがとうございます。2点あります。

42ページのところの第十六条の2号に、地域住民が使うと書いているんですけど、私たちのような観光施設をやっていると地域住民って書くと逆に閉じたようなイメージになってしまいます。もう少し開かれ、とはいえ、地域住民かなとも思うんですけど、もう少し開いた感じの表現にしていけたらと思います。

それから、私、博物館はあんまりよく分からないので、もしも感覚が違っていたらなんですけれど、44ページの第十七条のところの危機管理に関する手引書の作成、それから訓練の定期的な実施のレイヤーと、デジタルアーカイブを含む云々かんぬんが、何となくずっとそこから具体的なことになっちゃっているんじゃないかという違和感があります。どちらかという、2号の人々の安全のためにやることと同じレベルのものがデジタルアーカイブを含むかなと思うので、その辺り、1に入れちゃっていいのかとか、御検討いただけたらと思います。

以上です。

【松田座長】 とても具体的な御指摘、ありがとうございます。後半の点につきましては、この第1項、場合によっては分けてもいいんじゃないか、新たな項を設けるということでしょうか。

では、そちらの点も、ぜひ事務局で、今2点御指摘ございましたので、御検討いただければと思います。

第3章は、今回初めて見るということで、やはり様々な御意見や御提案が出ました。しかし時間の関係もございますので、一旦ここで第3章だけを見ることは閉じさせていただければと思います。

残り時間は今25分弱ぐらいですけれども、今回の基準全ての条を我々は総覧したことになります。全体を通して意見や御質問があればお願いします。また次のワーキングでは、全体の案文を見ながら考える時間があるとは思いますが。事務局から補足がありましたら

お願いいたします。

【事務局（荒川）】 全体を見ていただくに当たりまして、よろしければ、参考資料としてお配りしていただいている、資料2の博物館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議について、簡単に触れさせていただきたいと存じます。

令和4年に博物館法が改正された際に、衆議院、参議院、それぞれから、こういった点に留意すべきであるということによって掲げられた事項となっております。1から8まであるんですが、特に8におきまして、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定めるに当たっては、本附帯決議の精神を繁栄させるよう努めることというふうに記載されております。この附帯決議自体は望ましい基準だけではなく、法制度、また税制、そして予算事業など、様々なツールを使いながら実現しているところで、全てを望ましい基準だけで受けるというものではないんですけれども、特に関係する部分を拾わせていただきたいと思っております。

特には3で掲げられております、学芸員をはじめとした様々な職員の育成、配置、社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇の改善、研修及び調査研究、助成等の充実といった部分に関して、今回記載を大幅に追加させていただいております。また、4の博物館の館長の素養の部分についても附帯決議がございましたので、今回、館長が十分な見識を持つものをもって充てるといったことを記載しております。

また、5の部分で、地方公共団体や民間団体等と連携し、社会的・地域的課題の解決を図るといったところで、社会課題の解決の条項を追加させていただいたところです。また、全ての博物館の連携の促進、地域の多様な主体とのネットワークの形成が円滑に実現できるよう、必要な支援を行う、こういった部分についても望ましい基準に盛り込んでおります。

また、7におきましては、博物館の持続的経営を可能とする新たな運営指針の策定など、各博物館が長期的に安定して資金を確保し得る仕組みの構築に向けた支援ということで、今回、設置者の条を加えたこと、また経営の条を加えたことというところで反映を行っております。

また、博物館が担う社会的機能の重要性等について広報活動を実施するというところで、博物館の行う業務の中でも価値発信を行うということを規定しております。こういった形で、附帯決議の精神を望ましい基準に反映したいと考えているところです。

事務局から以上です。

【松田座長】 ありがとうございました。附帯決議も十分考慮しながら、全体の望ましい基準の改定を検討しているということになります。ただいまの御説明を踏まえて、また、今回の望ましい基準の全体的な事柄についてでも大丈夫ですけど、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。大丈夫でしょうか。恐らく具体的な案文を見ながらのほうが検討しやすいのかなという点もございますので、それは次回のワーキングで検討できるかなと思いました。よろしいでしょうか。

それでは、今回の議題の1番の望ましい基準については、取りあえず本日のワーキングでは閉じることにして、次のその他に移りたいと思います。これも資料3に即して事務局より説明があると思いますので、お願いいたします。

【事務局（荒川）】 それでは、資料3、私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準を本日お持ちしております。こちら、御覧いただけますでしょうか。

こちらは、審議事項というよりは報告事項となります。こちらの告示は、平成9年に制定をされまして、その後、大体平成24年頃まで運用していた告示なんですけれども、実際的には既に制度上役目を終えている告示であるというふうに事務局としては考えておりまして、今回の望ましい基準の改定に併せて本告示を廃止したいと考えております。

内容は、御説明させていただきますと、令和4年の法改正によって私立博物館は登録博物館になることができるようになったわけなんですけれども、当時は、私立博物館に対する認定の制度というのが、この基準に基づいて行われていたというものになります。第2条で、登録ともまた違った要件を設けておりまして、250日以上の開館と、青少年親子等への優遇措置を求めています。これを満たすような博物館に関しては、文部科学大臣がそれを認定することによってメリットを受けることができると。この告示の中には、直接記載はないんですけれども、これによって認定を受けますと、所得税法、法人税法、租税特別措置法などで、税制の優遇措置を当時は受けることができました。その際は、現在で言うところの公益法人に該当するような形で、寄附の控除ですとか相続税、贈与税の非課税など、そういったメリットが存在しておりました。ただ、その後、特定公益増進法人の改正がございまして、現在は公益法人の仕組みに移行しております。そのため、この告示に認定されることによる税制上のメリットは、現在は存在しないということになっております。ですので、今回、まだこの基準を基に認定を受けて報告をしてくださっている館もあるんですけれども、実質的には、この私立博物館に対する青少年に対する学習機会の充実に関する基準に基づいて活動いただくよりは、登録博物館になっていただいて、現在、登録博物館

で設けております税制優遇措置ですとか制度上の優遇措置を御活用いただくほうが適切だと思しますので、そういった御案内をさせていただいた上で、こちらの告示については廃止をしたいと考えております。

事務局からは以上です。

【松田座長】 御説明ありがとうございます。この基準は、したがって、廃止ということかなくなるということです。文言を見ても、今であれば使わないような文言も若干見受けられるような気がしました。今の説明内容について質問はございますでしょうか。よろしいですか。

では、その他、議題のその他2はこれで終わりにしたいと思います。

それでは、本日用意した議題は全てカバーできたと思います。今回も、議題1の博物館の望ましい基準については様々な御意見が出ました。御指摘もたくさんいただきました。それらは事務局においても一度検討していただくということで、次回の部会において、これは最終的に望ましい基準については検討する場となりますが、全体を見るということで進めていきたいと思えます。そのような形でよろしいでしょうか。

それでは、時間になりましたので、本日の議論は以上といたします。最後に、事務局より連絡があればお願いいたします。

【事務局（荒川）】 今しがた、座長からおっしゃっていただきました次回の会議ですけれども、8月19日火曜日、10時からワーキンググループを開催予定でございます。この会で、ワーキンググループとして最終の案をまとめていただきまして、望ましい基準に関する検討を締めくくりたいと考えております。

事務局からは以上です。

【松田座長】 ありがとうございます。本当に集中的に議論を行っておりますが、やはり重要な基準ですし、皆様の忌憚のない御意見のおかげで、かなり引き締まった基準になってきたなと感じておりますので、次が基準を考える最終回になりますけれども、皆様の御意見をよろしくお願いいたします。

では、本日の第2期文化施設部会博物館ワーキンググループ第4回を閉会いたします。本日もありがとうございます。

— 了 —